

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)当事者

中野区民

中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年(2016年)7月14日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮三丁目45番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が公務中に自転車で新青梅街道を下り方面に走行し、上記(2)の交差点を青信号に従い左折したところ、同街道を自転車で下り方面に走行し、同交差点を直進してきた相手方と接触し、同人が転倒した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害58,420円のうち、過失割合(相手方3割5分、区6割5分)に従い、37,973円について相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

平成28年(2016年)12月27日

5 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が交差点を左折する際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるが、相手方にも、交差点を直進する際の安全確認を怠った過失があることから、双方の過失割合を相手方3割5分、区6割5分として和解するに至った。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は診療費、傷害慰謝料等の合計58,420円であり、区の過失割合は6割5分であることから、区の損害賠償額は37,973円である。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属内の職員を対象とした自転車安全運転講習会を開催し、安全運転を励行する

よう徹底した。

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

練馬交通株式会社

中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年（2016年）10月3日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野五丁目64番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員は、遺跡発掘調査の現場を確認するため、庁有車で中野通りを南方面に向かって左車線を走行し、方向指示器を点滅させた上で右車線に車線変更したところ、同車線を走行していた相手方車両の左後部に庁有車の右前部が接触し、相手方車両及び庁有車のバンパー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害194,196円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成28年（2016年）12月10日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員の車線を変更する際の確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費162,196円及び当該修理に要した期間4日間に係る休車損害32,000円の合計金194,196円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対し、口頭注意を行うとともに、平成28年12月13日に実施された安全運転講習会を受講させた。

(2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。